

自治会の皆様へ ～「贈らない!」「求めない!」「受け取らない!」三ない運動を進めましょう!～

### 政治家からの寄附チェックリスト

※政治家の選挙区内で行う寄附等が対象です。

#### 【自治会費】

自治会員の政治家が、1口2,000円の自治会費を、2口以上払うことはできるか。	×
自治会費としては1口なので、2口目からは禁止される寄附にあたります。	

#### 【金一封】

自治会が行事を行う際、自治会役員の政治家が他の役員と共に金一封を出すことはできるか。	×
行事を行うための金一封は、禁止される寄附にあたります。	

#### 【お祭り】

自治会の役員がお祭りの寄附を集める場合、自治会員の政治家にも寄附をお願いできるか。	×
禁止されている寄附にあたるので、政治家に対して求めることはできません。	
自治会の役員を務める政治家が会員からお祭りの寄附を集めることはできるか。	○
政治家自らが寄附はできませんが、お祭りの寄附を集めることは可能です。	

#### 【旅行】

自治会の旅行に、旅行の積み立てをしていなかった政治家が参加する場合、会費が1人15,000円(積立金5,000円)のところ、20,000円払って参加することができるか。	○
会費が15,000円、積み立て分が5,000円の計20,000円であれば、他の参加者と同額なので、参加することは可能です。	
自治会の旅行で会員は1人15,000円の会費、自治会からは5,000円の補助が出る。この場合、会員ではない政治家が1人20,000円の会費を払って参加することができるか。	○
旅行費として会費(実費)を払って旅行に参加することは可能です。	
政治家が自治会の旅行に参加予定で会費も払っていたが、急用で行けなくなった場合、払った会費をそのままにしておくことはできるか。	×
キャンセル料等の経費を除き、返金してもらわないと禁止される寄附にあたります。	

### 【イベントへの参加】

節分会の豆まきに参加料として一般会費 10,000 円と特別会費 20,000 円とがあり、特別会費には袴(かみしも)が貸与される。政治家が特別会費を払って参加できるか。	○
---	---

特別会費であっても、袴などの使用に必要なものであれば、払っての参加は可能です。

### 【運動会】

政治家が運動会に招待され、昼食時に 500 円分の食事を頂いた場合、食事代として 1,000 円を渡すことはできるか。	×
---	---

実費として請求された金額を払うのは可能ですが、見込み額や相当額を払う場合は禁止される寄附にあたります。

問合先 選挙管理委員会事務局

TEL:0790-42-8781 FAX:0790-42-4612 mail:senkyo@city.kasai.lg.jp